

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。